

## 社会福祉法人くわの実福社会 役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人くわの実福社会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員のうち、使用者としての立場を有する者以外の者を非常勤役員という。
- (3) 評議員等とは、定款第5条に基づき置かれる者及び苦情解決第三者委員をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、苦情解決第三者委員には、第4条で定める報酬を支給することができる。
- 3 役員等で使用者としての立場を有する者等に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全役員の報酬総額は、年間 1,000,000 円以内とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、会議等出席 1 回につき 5,000 円とする。また、職務執行のため外出した場合等は、1 時間につき 1,000 円とする。
- 3 評議員等に対する報酬は、会議等出席 1 回につき 5,000 円とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、くわの実福社会旅費規程に基づいて支給することができる。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日より適用する。